

31 受給資格期間が 10 年になっても 40 年納める義務があることに変わりないこと

受給資格期間が 10 年になっても 40 年納める義務があることに変わりないこと

1 理解し伝えるべき項目

- (1) **公的年金保険制度**は、20 歳から 60 歳までの全ての国民が加入することにより、全ての国民に対して**老齢・障害・死亡のリスク**を保障している。
- (2) **老齢基礎年金の額は保険料を納めた期間（保険料納付済期間）に比例**している。保険料を **40 年間納めることにより満額**となるため、受給資格を得るための**最低限の期間**である納付済期間が **10 年では十分な給付額にならない**（10 年納付だと、老齢基礎年金の額は**月額約 1 万 6 千円**）。また、**受給資格を満了したからといって、その後の保険料の納付義務がなくなるわけではない。**
- (3) 障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件としては、2/3 以上の納付の要件、直近 1 年間に未納が全くないとの要件があり、**未納期間が多いと、障害年金や遺族年金の保障も受けられなくなるリスクが高まる。**
- (4) **所得が低く保険料を納めるのが苦しい**場合には、**免除申請**を行えば、保険料免除期間に応じた**国庫負担分の給付**を受けることができる。
- (5) **追納制度**といって、免除期間について後から保険料を納められる特例が設けられている。

2 伝える際のポイント

- (i) 公的年金は、老齢のほか、障害・死亡など、現役時代のリスクにも対応していること

公的年金保険制度は、**老齢**というリスクだけではなく、現役時代のリスク（**障害・遺族（死亡）**）という大きなリスクに対しても保障をカバーしている。「年金」は、老後の生活保障のみというイメージから、**現役時代のリスクにも対応する**ものであるというイメージに変えていく必要がある。

- (ii) 保険料を納めた期間が長い人の方が、より多くの年金額を受け取れること

老齢基礎年金の額は、保険料納付済期間に比例する。したがって、**保険料を納めれば納めるほど、将来の年金額は多くなる**。老齢基礎年金は、**40 年間保険料を納めた場合、満額の約 78 万円（月額約 6 万 5 千円）**が支給され

31 受給資格期間が10年になっても40年納める義務があることに変わらないこと

る。仮に**10年**しか保険料を納めなければ、老齢基礎年金額は、**約19万円**（月額約1万6千円）しか支給されない。

仮に男性が**65歳からの平均余命（84歳）**まで年金を受給する場合を考えると、**40年間保険料を納めた場合と10年間だけ保険料を納めた場合の年金受給合計額の差は、1,000万円を超える**。これは、40年間納めた保険料総額（約800万円）よりも多い。

老齢基礎年金の給付総額のうち半分は国庫負担（税金）である。未納期間が多いと、保険料を納めていけばもらえたはずの**税金まで失ってしまっていることになる**。

保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

出典：厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

○ 年金額は、 保険料を納付した期間（月数） と現役時代の 賃金額（標準報酬） に応じて算定される。		
	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	<p style="text-align: center;">月16,540円(R2.4～)</p> <p>→平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。</p>	<p style="text-align: center;">その月の報酬×18.3%(H29.9～) (労使折半)</p> <p>→平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。 ※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、本人が、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。</p>
受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮		
年金給付	<p>基礎年金(老齢)(65歳～) 給付額は、保険料を納付した期間で決定する。(満額は定額)</p> <p style="text-align: center;">月 65,141円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ (令和2年度満額)</p> <p>※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算</p> <p style="text-align: center;">平均額: 月5.6万円</p>	<p>厚生年金(老齢)(65歳～) 給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例)</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬 × $\frac{5,481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$</p> <p>賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。(賃金スライド)</p> <p style="text-align: center;">1人当たり平均額: 月14.9万円(基礎含む)</p>

(iii) 10年納付で受給資格を得た後も、保険料納付をしなければならないという法律上の義務はなくなること

公的年金保険制度は、20歳から60歳までの全ての国民が義務として加入する制度である（**強制加入**）。したがって、受給資格を得るための最低限の期間である納付済期間の**10年を満たしたからといって、その後の保険料の納付義務がなくなる訳ではない**。

国民連帯の支え合いの制度である公的年金保険に参加し、自身の将来の年金額を手厚くするためにも、**保険料の納付義務**を果たすことが求められる

31 受給資格期間が10年になっても40年納める義務があることに変わらないこと

ている。なお、**所得が低いなどにより保険料を納めることが困難**なときには、**保険料の免除制度**等が用意されている。

(iv) 未納期間が多いと障害年金や遺族年金も受け取ることができない

障害基礎年金を受給するためには、障害認定日までの被保険者期間のうち、2/3以上の期間が保険料納付済期間（又は免除期間）であることが必要である。また、遺族基礎年金を受給するためには、25年の保険料納付済期間を有しているか、死亡日までの被保険者期間のうち2/3以上の期間が保険料納付済期間（又は免除期間）であることが必要である。さらに、障害基礎年金・遺族基礎年金のいずれにも、経過措置として、直近1年の被保険者期間に未納期間がなければ、2/3要件を満たしているものとみなされる。

仮に20歳から10年間だけ納付し、その後**未納という状態が続けば、その後起こりうる保険事故に対する保障を受けられない可能性が高くなる**。障害基礎年金や遺族基礎年金は、満額の老齢基礎年金と同額かそれ以上であるから、これらを受給できるのと受給できない無年金状態になるのでは、生活に及ぼす影響が著しく異なる。老齢基礎年金の受給資格期間は10年に短縮された、という情報だけに着目して10年間だけ納めるのではなく、**障害や死亡といったリスクにも着目すれば、被保険者である間はきちんと保険料を納めることが、自分や家族のため**となる。

(v) 保険料の免除申請を行わない人は損をしている

経済的な理由により保険料を納めることができないという人は、**免除申請を忘れずに行うことが非常に重要**である。保険料未納期間と保険料免除期間とでは、**将来の年金額に大きな違い**が出てくる。

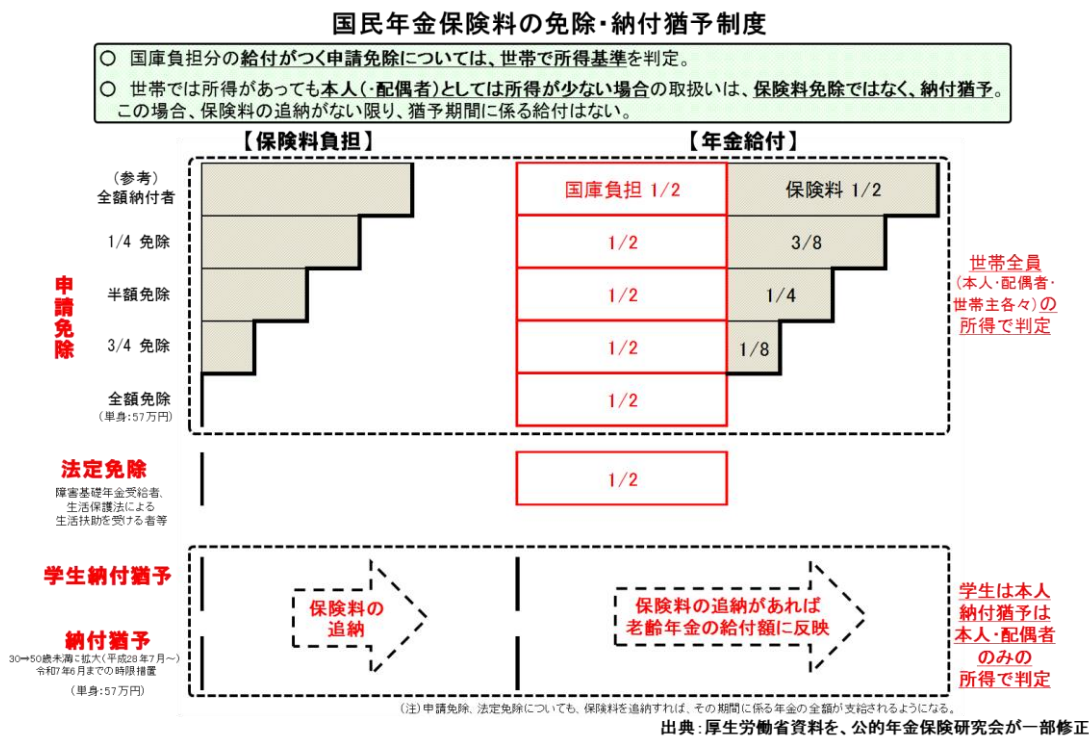
保険料免除の申請をすると、免除を受けた期間に基づいて**国庫負担分（老齢基礎年金の半額）の給付を受ける権利**が発生する。すなわち、保険料が納められないことを公的に認められた者は、**税金分の給付を受けることができる**のである。一方、**理由の如何を問わず保険料を未納した期間**は、その他の確信的未納者と同様に保険料の**納付義務を履行していない期間**とみなされてしまい、様々な不利益を被る。

したがって、同じ保険料を納めない期間であっても、**保険料免除期間と保険料未納期間では、公的年金保険制度における評価、その効果が全く異なる**。保険料免除申請する手間を惜しんで**「未納でも免除でも変わらない」と考えている人は、まずは自身が免除基準に該当するかの確認をし、確実に申請を行うことが大切**である。自らが受給できるはずだった**年金の「もらい損**

31 受給資格期間が10年になっても40年納める義務があることに変わらないこと

ね」を防ぐことが重要である。

また、**保険料免除期間については、過去10年分は後から追納**することができる。このように、過去の免除期間や未納期間について、「**納められるようになった段階で納める**」という仕組みも用意されているおかげで、将来の年金給付を後から充実させることが可能となっている。



3 振り返り

- (1) **老齢基礎年金を満額受給**するためには、保険料を何年間納める必要があるか。また、保険料を **10年間しか納めなかった場合**、老齢基礎年金額はどの程度になるか。
- (2) 保険料の**免除期間と未納期間**はどのように異なるか。
- (3) **過去の免除期間**について、保険料を納めることはできるか。